

**PHR サービスの質の維持・向上にかかる作業班
2025 年度活動報告書**

**一般社団法人 PHR 普及推進協議会
令和 7 年 9 月**

目次

1. はじめに
2. 目的
3. 作業班構成員
4. 検討の経過（会議日程）
5. 作業概要および成果物報告
6. 結語

1. はじめに

一般社団法人PHR普及推進協議会では、令和2年度に経済産業省のヘルスケアサービス社会実装事業費補助金「ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業（業界自主ガイドライン等策定支援）」の採択を受け、PHRの健全な普及・流通促進を目的として『民間事業者のPHRサービスに関わるガイドライン作成に当たっての提言』を作成いたしました。

令和3年度には、PHRサービスの普及に向けた喫緊の課題である「PHR標準項目・規格」や「PHRサービスの質の担保」について具体的に検討するため、PHRサービスガイドライン特別委員会を設置いたしました。さらに、委員会の下部組織として作業班を組織し、「PHRサービスの質（安全性・有効性・信頼性）に関する作業班」として、省庁や自治体の意見を収集しつつ産学が連携して議論を重ね、その成果として『民間事業者のPHRサービスに関わるガイドライン（第2版）』を公開するとともに、事業者がサービス提供時に踏まえるべき項目を『PHRサービス自己チェックリスト』として取りまとめました。

令和5年度には「PHRサービスの質・向上にかかる作業班」へと改組し、PHRサービス事業協会と連携して事業者における質向上の議論を進め、ガイドライン改訂版（第3版）および自己チェックリストに反映いたしました。また、自治体でのPHRサービス導入における課題を抽出・検討し、世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター（C4IRJ）の協力を得て『自治体のPHRサービスに関わるガイドライン（PHRサービスを導入する際の留意点）』を作成いたしました。

令和6-7年度は、PHRサービスの質の維持・向上に向けた取り組みをさらに深めるべく、ユースケースの収集・分析、自治体との連携強化、産業保健分野への展開など、より実践的かつ多角的な取り組みを展開いたしました。本報告書は、これまでの成果との連続性を踏まえつつ、令和6-7年度の活動内容と成果を体系的に整理したものとなります。PHRサービスのさらなる普及と質の向上に向けた基礎資料として、広く活用されることを期待しています。

2. 目的

PHR サービスの適切な利活用に向けて、国および関連団体からは指針やガイドライン等が公表されている。しかし、PHR サービスの質の維持・向上に関する検討は十分には行われておらず、質担保のための指標策定が求められている。本作業班では、PHR サービス事業者および自治体が PHR サービスの質の維持・向上を図るにあたり、下記の項目を実施・強化するための仕組みを策定することを目的とする。

- PHR サービス事業者のサービスの普及・質向上に向けた検討
- 自治体における PHR サービス導入における基盤づくり

3. 作業班構成員（五十音順、敬称略）

班長：

大神 明（産業医科大学 産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学）

作業班員：

ワーキンググループ1

大神 明 産業医科大学 産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学（リード）

安藤 肇 産業医科大学 産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学

飯田 浩貴 TMI 総合法律事務所

石川 智之 日本マイクロソフト株式会社

新井 富久子 シミックホールディングス株式会社

小林 大介 立命館大学 保健センター

木川 善也 テルモ株式会社

齋藤 俊 TMI 総合法律事務所

高橋 由光 京都大学 医学研究科 社会健康医学系専攻 健康情報学分野

立山 由紀子 京都大学大学院医学研究科 社会健康医学系専攻 予防医療学分野/ 帝京大学薬学部 環境衛生学研究室

平山 敦士 大阪大学 医学系研究科 社会医学講座・公衆衛生学

水口 裕尊 東京大学大学院 農学生命科学研究科・農学部

岡田 博史 京都府立医科大学大学院 医学研究科 内分泌・代謝内科学

貴志 孝洋 筑波大学 環境安全管理室

本園 明史 株式会社エムティーアイ

山田 洋太 株式会社 iCARE

山本 誠 ヤマハ株式会社

ワーキンググループ2

藤田 卓仙 東京財団政策研究所/慶應義塾大学/名古屋大学（リード）

安藤 明美 安藤労働衛生コンサルタント事務所/日本プライマリ・ケア連合学会

伊藤 友弥 あいち小児保健医療総合センター救急科

岡島 正泰 SOMPO インスティテュート・プラス研究部 ヘルスケア・ウェルビーインググループ

川口 誠之 日本生命保険相互会社

木川 善也 テルモ株式会社

黒瀬 巖 公益社団法人日本医師会
鈴木 紀秀 有限責任監査法人トーマツ
立山 由紀子 京都大学大学院医学研究科 社会健康医学系専攻 予防医療学分野/ 帝京
大学薬学部 環境衛生学研究室
樋口 範雄 東京大学名誉教授
牧 尉太 岡山大学病院 産科・婦人科
松田 義和 一般社団法人京都府医師会
御内 寛之 武田薬品工業株式会社
水戸 重之 TMI 総合法律事務所

事務局：

木川 善也（テルモ株式会社）
立山 由紀子（京都大学大学院医学研究科 社会健康医学系専攻 予防医療学分野/ 帝京
大学薬学部 環境衛生学研究室）

4. 検討の経過

月次でワーキンググループ1（事業者）、ワーキンググループ2（自治体）、および作業班2全体会議を開催し、各回において進捗報告および議論を行った。

2024年8月から2025年5月までに計20回以上の会議を実施し、各ワーキンググループで得られた成果を統合して本年度のアウトプットを取りまとめるとともに、次年度に向けた検討課題を整理した。

<WG1 会議>

- **11月会議:**2024年11月13日（水）12:30-13:30
 - PHR サービスの質向上を目指し、現状把握とディスカッションを行う方針を確認
 - 各メンバーの役割確認と調整
 - PHR サービスのユースケース収集方法について議論
 - チェックリストの追加・改定について PSBA と共同で実施

- **12月会議:**2024年12月11日（水）10:00-11:00
 - PHR サービスのユースケース収集方法と対象について議論
 - 糖尿病管理のための PHR サービスの調査を開始
 - 産業保健分野の調査実施可能性について検討

- **1月会議:**2025年1月14日（火）14:00-15:00
 - 糖尿病 PHR デスクトップ調査の結果報告
 - 産業保健分野の調査実施可能性について議論
 - データ収集方法とデータポータビリティについての意見交換

- **2月会議:**2025年2月14日（金）10:00 - 11:00
 - 糖尿病 PHR デスクトップ調査結果の報告と今後の課題について議論
 - 産業保健分野のプレ調査報告
 - 法令整理・標準化・ガイドライン策定の進捗報告

- **3月会議:**2025年3月13日（木）16:00-17:00
 - 糖尿病 PHR デスクトップ調査結果後の追加調査項目について議論
 - 産業保健分野の調査実施について検討

- **4月会議:**2025年4月17日（木）13:00-14:00

- 糖尿病 PHR デスクトップ調査結果の分析と示唆
- 産業保健分野の調査実施についてプレ調査の報告

<WG2 会議>

- **11 月会議:**2024 年 11 月 14 日（木） 17:00-18:00
 - PHR サービスを導入する自治体向けのチェックリスト作成
 - 自治体への PHR サービス提供事業者向けの留意事項作成
 - 自治体の課題抽出のためのヒアリング継続
- **12 月会議:**2024 年 12 月 11 日（水） 11:00-12:00
 - チェックリストの作成と自治体への PHR サービス導入状況の確認
 - 自治体との連携に関する成功事例の収集について検討
- **1 月会議:**2025 年 1 月 14 日（水） 15:00-16:00
 - 自治体の課題収集のためのヒアリング実施
 - 事業者主体の PHR サービスにおける留意事項の作成
- **2 月会議:**2025 年 2 月 12 日（水） 11:00-12:00
 - 自治体チェックリストの素案提示、検討
 - ガイドライン本体の自治体関連項目の作成
 - 自治体との連携に関する成功事例等の収集状況
- **3 月会議:**2025 年 3 月 12 日（水） 10:00-11:00
 - 自治体の課題収集のためのヒアリング実施
 - 事業者主体の PHR サービスにおける留意事項の作成
- **4 月会議:**2025 年 4 月 16 日（水） 11:00-12:00
 - ガイドライン本体（別添）の自治体関連項目の確認
 - 自治体との連携に関する成功事例等の収集状況

<全体会議>

- **8 月会議:**2024 年 8 月 29 日（木） 15:00-17:00
 - 昨年度の成果物及び継続検討事項（積み残し課題）の共有
 - 今年度の活動方針の討議
 - 本検討内容を具体化すべく、事務局で素案を作成しリーダーに確認する

- **11月会議:**2024年11月26日（火）11:00-12:00
 - PHR サービスの質向上を目指した現状把握とディスカッションを行う方針を確認
 - 各メンバーの役割確認と調整
 - PHR サービスのユースケース収集方法について議論し、デスクトップ調査を進める方針を決定
 - チェックリストの追加・改定について PSBA と共同で実施することを確認
 - PHR サービスを導入する自治体向けのチェックリスト作成を確認
 - 自治体への PHR サービス提供事業者向けの留意事項作成を確認
 - 自治体の課題抽出のためのヒアリングを継続することを確認しました

- **12月会議:**2024年12月24日（火）11:00-12:00
 - PHR サービスのユースケース収集方法と対象について議論し、糖尿病管理のための PHR サービスの調査を開始することを決定
 - 産業保健分野の調査実施可能性について検討
 - チェックリストの作成と自治体への PHR サービス導入状況の確認
 - 自治体との連携に関する成功事例の収集について検討

- **1月会議:**2025年1月28日（火）11:00-12:00
 - 糖尿病 PHR デスクトップ調査の結果報告を行い、産業保健分野の調査実施可能性について議論
 - PHR データの収集方法とデータポータビリティについての意見交換を行いました
 - 自治体の課題収集のためのヒアリングを実施
 - 事業者主体の PHR サービスにおける留意事項の作成を確認
 - 法令および指針・ガイドラインの整理

- **2月会議:**2025年2月25日（火）11:00-12:00
 - 糖尿病 PHR デスクトップ調査結果の報告と今後の課題について議論
 - 産業保健分野のプレ調査報告
 - 法令整理・標準化・ガイドライン策定の進捗報告
 - 自治体へ PHR サービスを提供する事業者向け留意事項の公開方法を検討
 - ガイドライン本体の自治体関連項目の作成を確認

- **3月会議:**2025年3月25日（火）11:00-12:00
 - 糖尿病 PHR デスクトップ調査結果後の追加調査項目について議論

- 産業保健分野の調査実施について検討
- **4月会議:**2025年4月23日(水) 11:00-12:00
 - 糖尿病 PHR デスクトップ調査結果の分析と示唆の報告
 - 産業保健分野の調査実施についてプレ調査の報告
- **5月会議:**2025年5月28日(水) 13:00-14:00
 - ガイドライン第4版パブコメ対応案の協議
- **6月会議:**2025年6月26日(木) 11:00-12:00
 - ガイドライン第4版最終版の報告、今後の予定
 - 口頭報告：ユースケース、産業医調査、自治体調査

5. 協議検討の概要および成果物報告

本作業班の目的達成に向けて、次の 2 つの観点にて各ワーキンググループを立ち上げ、検討・作業を行った。

1. 民間事業者における PHR サービスの普及・質向上に向けた検討
2. 自治体における PHR サービス導入における基盤づくりに向けた検討

5-1. PHR サービス事業者のサービスの質向上に向けた検討

①PHR サービス自己チェックリストの改訂

PHR サービス事業協会（PSBA）と協議回数 5 回をはじめとする連携過程を経て、ガイドライン第 4 版を発出。その改定内容に対応する形で自己チェックリストを改定した。PHR 普及推進協議会（PHRC）内においては、WG1 を中心に確認、作業班 2 全体会議、ガイドライン特別委員会の確認を得て進めた。

・・・別紙 1 PHR サービス自己チェックリスト（第 4 版）参照

②糖尿病 PHR サービスのユースケース調査

<概要>

PHR サービスの適正な普及や質の向上に資する要件は何か、あるいは課題は何か検討することを目的とし、すでに市場で活用されている PHR サービスに対するユースケース調査を行うことにした。PHR サービスの中でも「疾患管理等の目的で医療機関・患者が利用する PHR サービス」に着目し、対象疾患としてすでに複数社のサービスが実装されている「糖尿病」を選定しデスクトップ調査を WG1 メンバーで分担実施。その後の追加調査として、特徴的な PHR サービスを持つ 3 社（データ連携強化型、独立型、デバイス付随型）及び医療機関（含む患者の声）に対するヒアリングを行い、調査内容を補足した。調査結果より、PHR の適正な普及に関する示唆として、エビデンスの重要性、データ連携機能強化、UI/UX の強化、PHR データの電子カルテ連携時における医師法との法的観点の整理、の 4 点が抽出された。現在のガイドラインとの差異分析を今後行う事で、ガイドライン改定へつながる可能性があり、次年度につなげていく。

<方法>

PHR サービスの中には生活者が健康増進や美容目的に使用するもの、保険者や自治体が予防・医療費適正化を目的として導入するもの等様々なサービスが含まれるが今回の調査対象とする PHR サービスとして「疾患管理等の目的で医療機関・患者が

利用する PHR サービス」に着目し、対象疾患としてすでに複数社のサービスが実装されている「糖尿病」を選定し、・疾患の管理を目的に個人がデータ収集・蓄積するものである、・医療従事者（医師・看護師）との情報共有で疾患管理の向上を目標としている、・「PHR サービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」の対象である、の 3 要件を満たしたサービスを対象に調査を行った。調査は(1)デスクトップ調査およびデスクトップ調査で調査しきれなかった項目等を中心に(2)PHR サービス事業者および医療従事者へのインタビュー調査を行う二段構成で実施し、両者の調査結果を作業班員に共有し、協議しながら今後の PHR の適正な普及に関する示唆を抽出することとした。(1)デスクトップ調査および(2)PHR サービス事業者および医療従事者へのインタビュー調査の方法は以下の通りである。

1. デスクトップ調査

現行日本国内で利用可能な糖尿病管理を目的とした PHR サービスを網羅的に調査するために、「糖尿病リソースガイド 血糖記録アプリ早見表 2024-25」（糖尿病治療研究会・公益財団法人 日本糖尿病財団・日本医療健康情報研究所発行）¹を参照し、同リスト内に掲載されている 13 サービスについてインターネット上からサービスの概要（サービス開発の狙い、医療機関とのデータ連携、糖尿病以外に管理可能な項目、セキュリティ対応）、利用者数、データ取得（PHR 内へのデータの取り込み）方法、費¹用およびマネタイズモデル、医学的エビデンスそれぞれの項目について収集可能な情報を収集した。

2. インタビュー調査

デスクトップ調査の結果から得られた示唆についてステークホルダーからの直接的な意見聴取、あるいはデスクトップ調査だけでは収集しきれない情報の収集を目的に、PHR サービスの提供者並びに利用者である医療従事者に対して各 60 分程度の Web インタビューを実施した。インタビュー対象者の選定については、デスクトップ調査の結果から得られた示唆に関連する項目について先進的な取り組みをしている PHR 事業者を優先して抽出し、PHR 普及推進協議会から依頼し承諾を得られた事業者インタビューを行った。また医療機関については PHR の導入をはじめとする病院内への IT 導入に関する実績を有する医療機関に PHR 普及推進協議会から依頼し承諾を得られた医療機関にインタビューを行った。

¹ 糖尿病診療・療養指導のための医療情報ポータル 糖尿病リソースガイド. <https://dm-rg.net/news/41f1f4f2-b87a-4799-b5af-150f827c6289>

<結果>

1. デスクトップ調査

リストに掲載された 11 社 13PHR サービスのうち重複した企業よりリリースされている 2 サービスを除いた 11 社 11PHR サービスについてインターネットを用いて情報収集を行った。11 社 11PHR サービスの調査結果から主な結果として以下の 4 項目を示す。その他詳細な結果は別紙参照。

① **医療機関との連携:**

すべてのサービスで可能だが、独自インターフェース内でリアルタイムデータ共有が可能なもの、サマリーデータの閲覧が可能なもの等、運用には差がある

② **データ取得方法:**

血糖測定値、血圧値、歩数などは医療機器デバイスやスマートフォン OS 内 API との自動連携が進んでいるが、手入力が原則なデータも多く (例: 食事・服薬等)、サービスの長期的な利用を促すためには引き続き改善が必要である

③ **医学的エビデンス:**

PHR アプリそれ自体の臨床的有効性 (例 HbA1c 低下等) は限定的であるが、現在進行中の研究も見受けられ、今後も動向を注視する必要がある

④ **データ相互運用性:**

PHR 間の直接的なデータ共有は限定的

以上デスクトップ調査をもとに作業班内で協議し、以下の三点が PHR の適正な普及および質の向上に向けて検討が必要な項目ではないかと考えた

■ **エビデンスの確立:**

質の高い臨床研究を実施し、有用性を明確化し診療における位置づけの確立が普及につながる可能性がある

■ **データ共有の標準化:**

利用者 (患者) の入力負担を軽減し、利便性を高める

医療従事者が迅速に情報を収集し診療の中に取り込むための機能が必要
PHR 間の相互運用性を高めるための API 開発や運用ガイドライン策定が必要

■ **ユーザビリティの向上:**

利用者 (患者) の入力負担を軽減し、利便性を高める

医療従事者が迅速に情報を収集し診療の中に取り込むための機能が必要

2. インタビュー調査

最終的に 3PHR 事業者と 1 医療機関からインタビューの同意を得て、それぞれに対してインタビュー調査を実施した。4 対象者それぞれの主要な結果を以下に示す。

1. A 社

A 社が提供するサービスの概要	医療機器メーカーである A 社が開発した PHR。自社の医療デバイス（血糖測定器）からのデータ収集中心とした糖尿病管理システムを有する。
インタビュー結果概要	<p>Q. PHR 間のデータ相互運用性について</p> <p>他の PHR との差別化要因として医療機器相当の正確なデータを PHR 内に蓄積して、それを医療機関に提供できることが強みであるため、Apple Health、Google Health Connect との連携により、A 社の PHR からデータを他の PHR に供与することは可能だが、他の PHR サービスから A 社の PHR にデータを取り込む機能は有していない</p> <p>Q. PHR の医学的エビデンスについて</p> <p>非医療機器である PHR に科学エビデンスがついたとしても、それを会社としてプロモーションに利用することはできない（医療機器のエビデンスはプロモーション可能）ため、重要性は認識しながらも積極的に関与する動きはない。科学的エビデンスより、医療機関でのユースケースなどを集めてそれをプロモーションに用いている。</p>

2. B 社

B 社が提供するサービスの概要	非医療機器メーカーである B 社が開発した PHR で、糖尿病以外にも様々なデータの蓄積・管理が可能。ユーザビリティを意識して音声入力などの機能も備えているのが特徴的。また自社 PHR の効果に関する医学的エビデンスを学術誌に発表している。
インタビュー結果概要	<p>Q. PHR 間のデータ相互運用性について</p> <p>特定の医療機器連携型の PHR とはスマホ内（クラウドを経由する形ではなくスマホ内のデータ移動）でデータの連携が</p>

	<p>可能。そのほか Apple Health、Google Health Connect を介することで他の PHR サービスとのデータ相互運用は一部成立しているともいえる。</p> <p>Q. PHR の医学的エビデンスについて 自社で研究費を出すのは難しく、リソースが限られているので、医学研究実施のきっかけは医療者側から研究依頼がある場合が多い（アカデミア発信）。エビデンスが保険点数などに紐づくのであればより重要。一部海外では一部の機能が医療機器として承認されており、保険点数も付く形となっていることから、今後の国内の動向にも注視している。</p> <p>Q. ユーザビリティ向上への取り組み ユーザビリティは意識しており、音声入力はじめ新しい技術の導入には積極的に動いている。ユーザビリティ改善に関する患者・医療機関からの声は営業を通じて収集している。</p>
--	--

3. C社

<p>C社が提供するサービスの概要</p>	<p>非医療機器メーカーであるC社が開発したPHRで、糖尿病、高血圧、脂質異常症などのデータの蓄積・自己管理に加え、医療機関との情報共有が可能。特定のPHR間でデータ互換機能を有している。</p>
<p>インタビュー結果概要</p>	<p>Q. PHR間のデータ相互運用性について 疾患の特性を考え、どのようなニーズが高いのかという観点で進めてきた結果として一部PHRとの直接的なデータのやり取りが可能になった。運用としては、データを受け取る（取り入れる）ということがメイン。データを出すことについては、積極的にはしていない。理由としてPHRは利用者がコントロール権を有するデータのため、データ供出機能の利用を選択いただく仕様しておく方が、安心して使ってもらえると考えているため。</p> <p>Q. PHRの医学的エビデンスについて 臨床研究をしたいという依頼があれば協力する姿勢がありC社PHRについてもその研究結果が学術誌に投稿された実</p>

	<p>績がある。PHR の普及に向けて、事業として展開できることが望ましいため、学会等と連携が可能な際に検討の上で取り組んでいる。</p> <p>Q. ユーザビリティ向上への取り組み</p> <p>サービスを使用している対象層に合わせた UI/UX の工夫をしている（サービス利用者層として厚い高齢者向けに文字を大きくしたり、メニューの配置を分かりやすくする等）。一方で途中で UI に大きな変更があると、現行サービスに慣れ親しんでいる長期利用者が離脱する可能性もあるため、変更には慎重を期している。</p>
--	--

4. 医療機関

医療機関の概要	<p>医療 DX に関する先進的な取り組みが注目され厚生労働省やメディアにも取り上げられた実績を有する医療機関。外来診療において患者に対して PHR の利活用を促している。</p>
インタビュー結果概要	<p>Q. 実臨床での PHR の使用状況と課題</p> <p>D 医療機関では IT リテラシーの高い患者さんに PHR 導入の声掛けをしている。疾患ベースでは血圧管理がほとんど、そのほか体重や血糖など検討中。PHR 使用率は同院に通院している高血圧患者の 10%程度。普及のカギは外来看護師が担っていると感じている。</p> <p>データ収集が煩雑（手入力）であれば患者の継続利用率は低下すると考える。一方で CureApp のようなプログラム医療機器では手入力が基本となっていることを考えると、手入力の手間こそが行動変容の要点である可能性もあるので、全自動がそのまま第一義的な健康アウトカムにつながるかは疑問に思うこともある</p> <p>Q. PHR 情報の管理、診療録との関係性</p> <p>PHR で収集され、患者同意のもとクラウド上で閲覧している情報は診療録相当の情報として認識している。どこからが医師法によるところの 5 年間の保存期間が義務である診療録にあたり、どこからがあたらないのかははっきりしていない。現状は画像検査のデータなど同様の扱いという認識であるが今後当協会でのこのことについて深堀してほしいと要</p>

	<p>望あり</p> <p>患者が PHR を使用し、D 医療機関にデータ共有をするにあたっては、Welby アプリ上での同意をもって閲覧している。病院として診療録相当の情報として扱う旨の個別同意は取っていない。</p>
--	--

<まとめ・次年度以降の検討事項>

調査結果より、PHR の質の向上並びに適正な普及に関する示唆として、エビデンスの重要性、データ連携機能強化、UI/UX の強化、PHR データの電子カルテ連携時における医師法との法的観点の整理、の 4 点が抽出された。現在のガイドラインとの差異分析を今後行う事で、ガイドライン改定へつながる可能性があり、次年度につなげていく。

③産業保健分野への展開可能性の検討

PHR サービスの活用可能性は、より幅広い領域へと拡大しつつあり、今後の新たな展開として、「産業保健領域」における活用が注目されている。この動向を踏まえ、産業保健に携わる産業医や産業保健師等を対象とした調査を実施した。その第一段階として、産業医科大学 作業関連疾患予防学の協力のもと、予備調査を行ったところ、多くの産業医において PHR の活用が進んでいる実態が明らかとなったことから、その結果を踏まえて大規模調査を実施している。次年度の具体的な活動へとつなげていく予定である。

企業におけるデジタル媒体でのPHR活用・導入調査結果

大神 明
2025/02/14

調査の目的と背景

- 本調査の目的は、企業におけるPHR（Personal Health Record）導入の現状と課題を明らかにすることです。

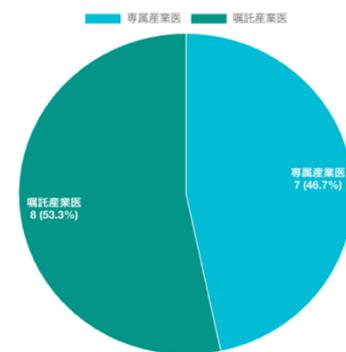
データ概要

- 対象：産業医科大学 産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学同門の産業医
 - 方法：Form.run（株式会社ベーシック）を用いて質問票をアンケートとして提供
- スマホやPC端末よりデジタル媒体にて記録とし、参加者は電子端末にて解答を行う。

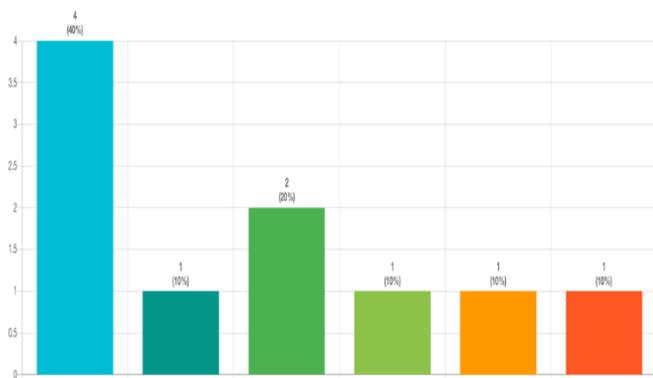
アンケート調査

- サンプル数：15名

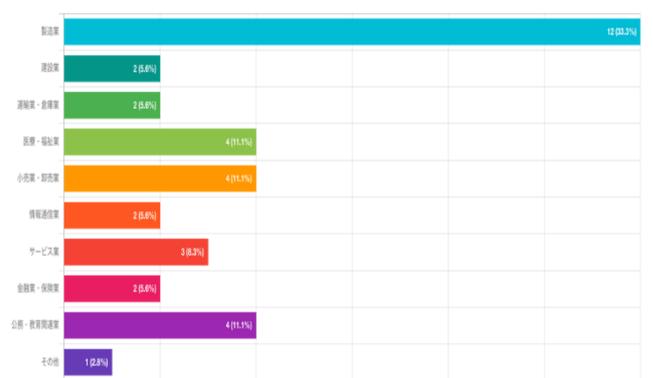
産業医の雇用形態



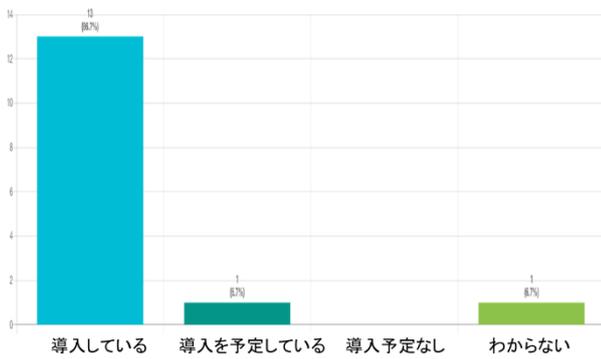
担当事業場数(嘱託産業医の場合)



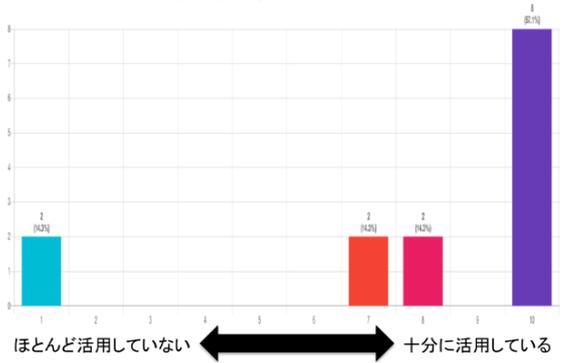
契約事業場の業種



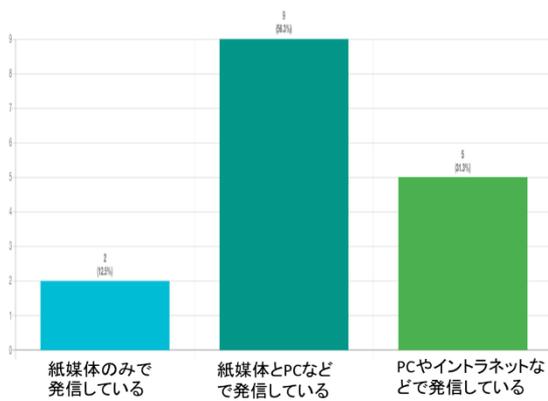
PHRシステムの導入状況



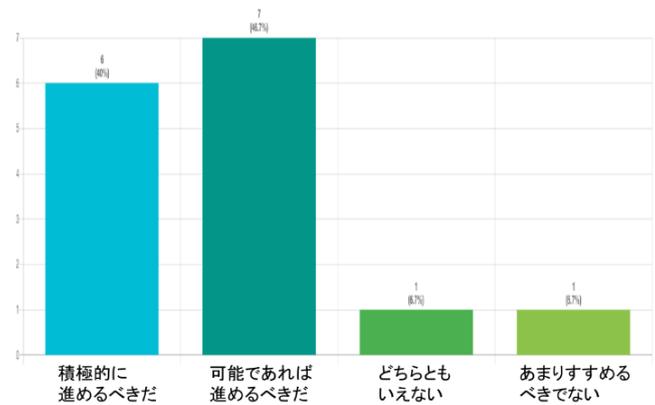
PHRシステムの利活用状況 (自己評価度：10点満点)



健康情報発信媒体



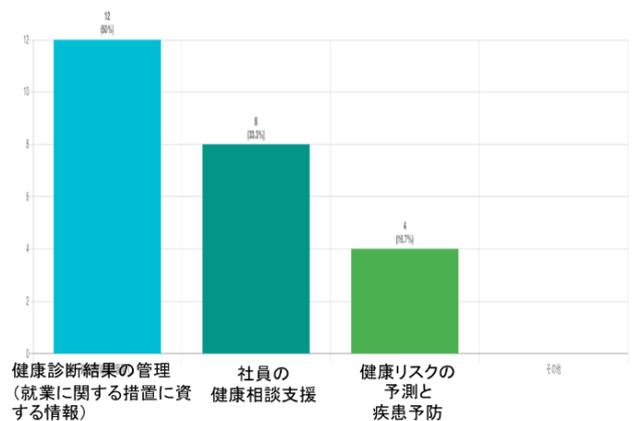
PHRシステム導入への考え



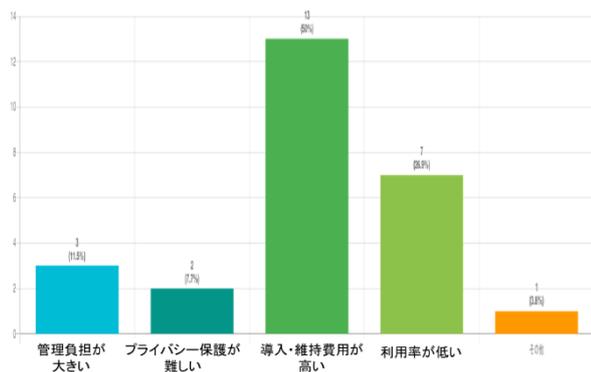
PHRサービスの内容

	以前使ったことがある	現在使っている	今後使ってみたい
禁煙指導に関するアプリやシステム	1	7	5
ウォーキングなど運動活動に関するアプリやシステム	4	9	2
食生活に関する記録アプリやシステム	3	3	5
メンタルヘルスに関するアプリやシステム	1	6	4
睡眠に関するアプリやシステム	3	4	5
糖尿病管理に関するアプリやシステム	0	1	12
高血圧管理に関するアプリやシステム	0	1	11

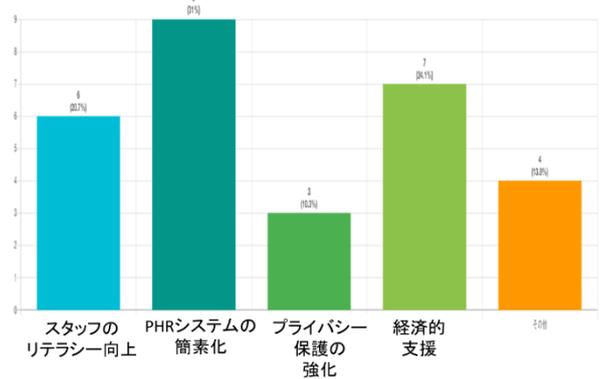
PHRの利用目的



PHR導入の課題



PHR導入促進のための施策



考察・まとめ

- ・ PHR導入にはコストとプライバシー管理が主な課題
- ・ 従業員の健康管理の向上が期待できる
- ・ 推進のための施策として教育とシステム整備が重要

【本調査の結果（一部）】

産業保健分野におけるPHRの利活用実態と その普及の促進・阻害要因に関する調査研究

産業医科大学産業生態科学研究所作業関連疾患予防学
教授 大神明

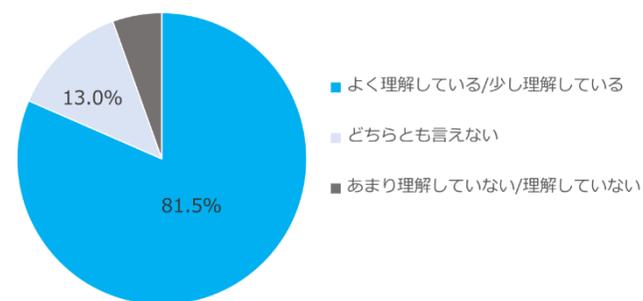
調査設計

- ✓デザイン インターネット調査の手法を用いた横断研究
- ✓対象 (1)産業医資格を有し,
(2)月に1回以上産業医活動をしている医師であり,
(3)産業医活動においてPHRを活用している者
- ✓対象者数 200名

分析対象者の属性

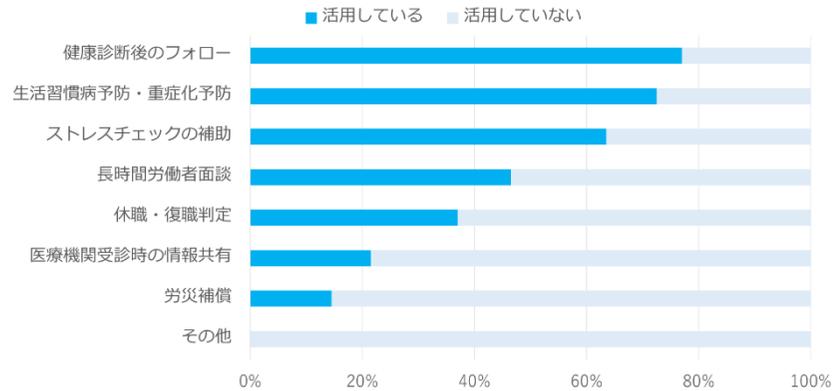
年齢 (歳), 平均値 (標準偏差)	50.7 (10.6)
男性	173 (86.5%)
産業医業務歴	
5年以下	34 (17.0%)
6-10年	56 (28.0%)
11-20年	79 (39.5%)
21年以上	31 (15.5%)
主たる事業所の主たる業種	
製造業	50 (25.0%)
医療福祉	39 (19.5%)
情報通信業	17 (8.5%)
電気・ガス・熱供給・水道業	13 (6.5%)
建設業	10 (5.0%)
その他	71 (35.5%)

先生はPHRについてどれほど理解していますか？

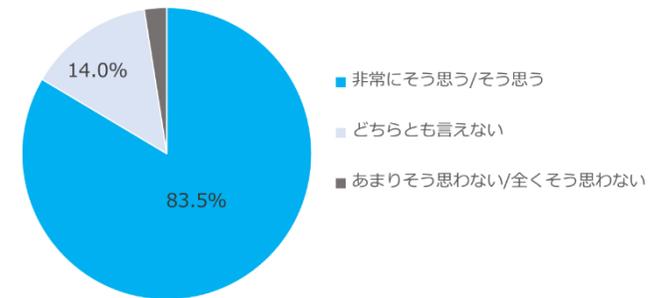


8割以上がPHRについて理解した上でPHRを利活用している。

PHRを活用している産業保健業務を教えてください

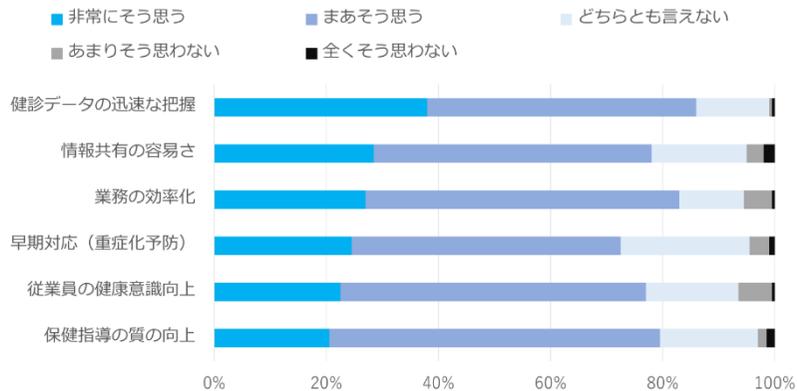


今後、産業保健業務でPHRの利活用をさらに進めたいと考えますか？

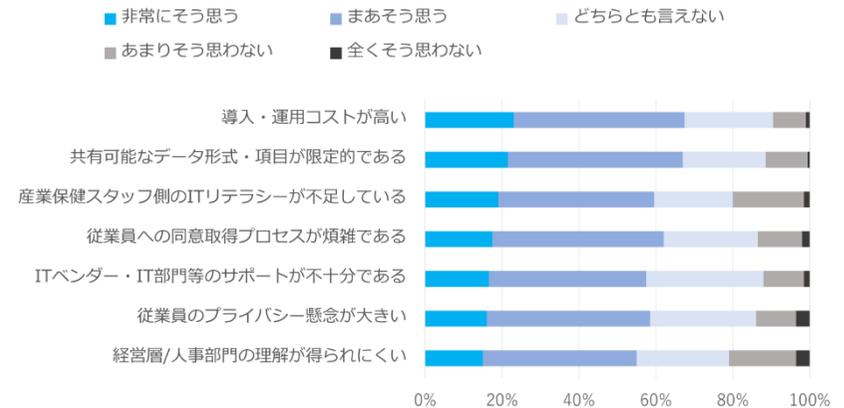


8割以上が今後さらにPHRを利活用したいと考えている。

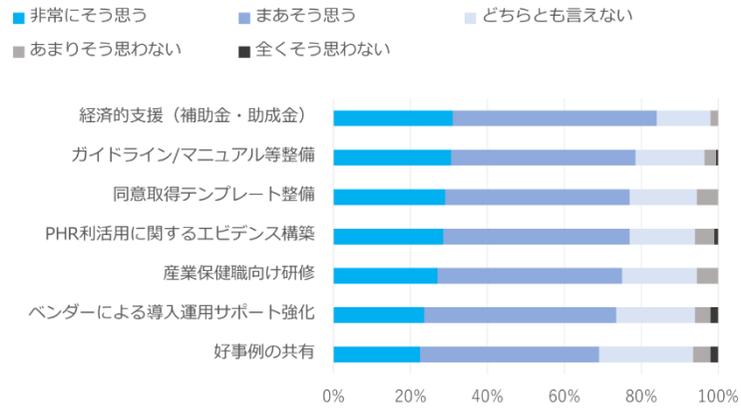
産業保健業務でPHRを利用することで感じるメリットについて教えてください



PHRを産業保健で利活用する上で課題だと感じた点について教えてください



産業保健業務でPHR利活用を普及するために必要だと感じる点について教えてください



まとめ

- ✓ PHRを産業保健業務に活用している産業医を対象にアンケート調査を実施した。
- ✓ PHRを産業保健業務に活用している産業医は、産業保健業務においてPHRの利活用をさらに進めたいと考えていることが明らかになった。
- ✓ PHRの更なる利活用を促進するために本調査で明らかになった課題について、一つ一つ対処していく必要がある。
- ✓ 同時に、PHRを産業保健に利活用したことのない産業医に対する、PHRに接する機会の確保や、PHR導入支援などを検討していく必要がある。

5-2. 自治体における PHR サービス導入における基盤づくり

自治体における PHR サービス利活用のニーズの高まりを踏まえて、本年 4 月に政府が定める「PHR サービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」が新たに自治体を対象とすることになった。それを受けて本会が策定する「PHR サービス提供に関わるガイドライン」(以下、「ガイドライン」)も 6 月に公表した第 4 版から自治体を対象に加えることとなった。

そのため、昨年度の成果物である「追補 2 PHR の自治体への導入における留意点」を基に以下のプロセスで検討を進め、「自治体向け PHR サービス自己チェックリスト」の作成およびガイドラインの「別添 3: PHR サービス提供時に自治体に関わる際の注意点」の取りまとめに関する関連団体との調整を行った。

①自治体の PHR 導入に関するヒアリング

チェックリストの作成に先立ち、昨年度策定した PHR の自治体への導入における留意点を更新・改善するために自治体に対してヒアリングを実施した。ヒアリング結果を下記に示す。

<ヒアリング結果の取りまとめ>

ヒアリング先	実施日	概要
基礎自治体 A 保健課、企画課	11/12	デジ田健康特区事業として、PHR サービスを展開。 指針準拠して実施。 法的な部分に関しては弁護士と相談。 マイナンバーカードとの連携周りに若干課題。 事業者選定に関しては公平性を重視しつつ、理由が明確であれば特定事業者との契約も実施。
基礎自治体 B 病院	11/16	EHR をこれまで整備。PHR に関しては今後の課題 フレイル予防などの一部機能に関しては実装。 自治体との連携は協議会を通じてが中心（ただし、行政は基本広報等だけ）。
基礎自治体 C 福祉 保健部	11/18	PHR に関しては重要であると考えているが、基本的には 基礎自治体が行うものと認識。住民と接点を持っていると ころに使ってもらう。 子育てにおける PHR は必要。自治体またぐとデータがな くなる→PHR をうまく使えると良いと思っている。 原課がどこか、が問題。

基礎自治体 D まちづくり推進部	11/21	まちづくり推進部としては、DX 関連事業としてヘルスケアも扱っているが、PHR の詳細に関しては把握していない。（保健福祉局で対応）ヘルスケアのスタートアップとの対話の中で、PHR サービスに関するアイデアは耳にする。
基礎自治体 E DX 推進課 （昨年度ヒアリング実施自治体）	12/9	医療介護連携のためのツールを実装。PHR としての機能は未実装。

<ヒアリングにおける質問事項>

1. ヒアリング先自治体の PHR の取り組み状況
2. PHR 事業を構築・運用する中でどの領域に課題を感じるか。具体的な事例があれば教えてください。
3. 自治体が重視する領域・課題を感じる領域に応じて追加質問
 - ✓ デジタルデバイスを持たない/使えない市民への配慮として、どのように対応しているか？
 - ✓ 本人への利益還元の仕事（ポイント等）は他のサービスとも連動したものであるか？
 - ✓ 自治体を越えた相互運用のメリットをどう捉えているか？
 - ✓ 補助金頼みではない中長期的に持続可能なモデルになっていることが重要であるが、現実的に可能であるか？
4. 経済産業省が公開している「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を知っていますか。
5. PHR 普及推進協議会、PHR サービス事業者協会が公開している「民間事業者の PHR サービスに関わるガイドライン」を知っていますか。
6. 自治体が導入する PHR サービスが満たすべきと感じるポイントを教えてください（最大3つ選択）
 - ✓ サービス利用者への公平性・包摂性
 - ✓ PHR サービスの利用や PHR データの取扱いに関する本人の意思の尊重・本人への利益の還元
 - ✓ PHR データの取扱いの透明性・プライバシー保護
 - ✓ PHR サービス間の相互運用性・オープン性
 - ✓ 公益性のある価値実現・社会的正義の実現
 - ✓ サービスの持続可能性
 - ✓ デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」との整合
7. PHR 普及推進協議会の民間事業者向けガイドラインに記載されている項目で、自治体向けに PHR サービスを提供する民間事業者特に理解しておいて欲しい事項を教えてください。（最大3つ選択）
 - ✓ 国の政策、法改正等の動向
 - ✓ 自治体に固有の個人情報保護ルール（説明と同意、本人確認ルール等）
 - ✓ 自治体に固有に適用される法令等（個人情報保護ルール以外）
 - ✓ 個人情報保護法や次世代医療基盤法に基づく PHR データの匿名加工等の取扱い
 - ✓ 自治体に固有の用語
 - ✓ 自治体に固有の PHR データ
 - ✓ 自治体に固有の PHR サービスの活用事例
 - ✓ PHR サービス間の相互運用性・データ標準化、情報連携・情報連携基盤活用
 - ✓ その他：
8. 民間事業者の対応で課題を感じるのはどの領域か。具体的な事例があれば教えてください。

② 「自治体向け PHR サービス自己チェックリスト」の作成

②-1 成果物様式の検討

自治体が新たに政府の基本的指針の対象となる見通しであることが判明したため、ヒアリングを踏まえて作成する今年度の成果物の様式をワーキンググループで検討した。

論点：

1. 「民間事業者の PHR サービスに関わるガイドライン（第3版）」、「別添2 PHR サービス自己チェックリスト」、「【追補2】PHR の自治体への導入における留意点」との関係はどうするか。事業者向けの、事業者主体での PHR サービスの場合に関してはガイドライン・別添2 をベースとして、特に留意点を示すべきか
2. 本チェックリストが自治体担当者向けであるとして、自治体主体で PHR サービスを行う場合と自治体が事業者に委託して事業者主体で行う場合とで分けてチェックリストを作るべきか
3. チェックリストの内容として、追補2 をベースとした作成（案A）とするか、より自治体担当者目線で整理したもの（案B）のどちらの方針がよいか。

ワーキンググループにおける検討の結果、以下の方針で成果物を作成することとなった。

論点1：【追補2】PHR の自治体への導入における留意点をベースに新たに自治体向けのチェックリストを作成する。

論点2：自治体主体で PHR サービスを行う場合と自治体が事業者に委託して事業者主体で行う場合を包含した内容とする。

論点3：追補2 をベースとした作成（案A）に自治体担当者目線で整理したもの（案B）の要素を加えたものとする。

②-2 自治体向けチェックリストの作成

ワーキンググループ内で自治体向けチェックリスト案を作成し、審議に基づいて修正した後公表した。

・・・別紙3 自治体向け PHR サービス自己チェックリスト 参照

③ ガイドライン「別添3：PHR サービス提供時に自治体に関わる際の注意点」のとりまとめに関する関連団体との調整

今年度よりガイドライン本体も自治体を対象とすることとなったため、ガイドライン本

体にも別添資料として「PHR サービス提供時に自治体に関わる際の注意点」が掲載されることとなった。そのため、昨年度の成果物および自治体へのヒアリング等により得られた知見を基に、ガイドラインを共同発出する PHR サービス事業協会との調整を行い、注意点を取りまとめた。

・・・別紙 4 PHR サービス提供時に自治体に関わる際の注意点 参照

④ 今後の課題

今後は、更に継続的に自治体を調査し、ガイドラインやチェックリストの有用性を高めていくべきと考える。次年度の課題として、自治体担当者や、自治体から PHR サービスの開発・運用を受託する事業者からのフィードバックを得て成果物を更新してくことを想定する。

6. 結語

2025年度の活動を通じて、PHRサービスの質向上に向けた実践的な取り組みが着実に進展した。具体的には、サービス自己チェックリストの改訂、糖尿病PHRに関するユースケース調査、自治体へのヒアリング、自治体向けPHRサービス自己チェックリストの策定などを実施し、産官学が連携しながら課題を抽出・整理し、今後の方向性を明確に示すことができた。

PHRサービスは依然として発展途上にあるが、人々の健康を支え、社会全体の医療・健康づくりに大きく貢献し得る可能性を秘めている。今後は、制度整備や標準化、法令対応に加え、AI・データ利活用や国際的な互換性の確保なども含め、より安全で信頼性の高い仕組みの構築が求められる。本報告書が、PHRサービス事業者や自治体にとって質向上のための有益な指針となるとともに、利用者にとっても安心して活用できる信頼性の高いサービスの普及促進につながることを期待する。そして将来的には、PHRが個人の健康増進と社会全体の持続可能な医療システムの実現を支える基盤として発展していくことを展望する。

別紙

別紙1：糖尿病 PHR サービスに関するデスクトップ調査概要

デスクトップ調査

調査対象のPHRサービス

■以下の定義を満たし、日本国内で利用可能な糖尿病管理PHR 11社11サービスを調査対象とした

- 疾患の管理を目的に個人がデータ収集・蓄積するものである
- 医療従事者(医師・看護師)との情報共有で疾患管理の向上を目標としている
- 「PHRサービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」の対象である

サービス名	事業者名	サービス名	事業者名
シンクヘルスアプリ	シンクヘルス	Welbyマイカルテ	Welby
メディセーフデータシェア	テルモ	健康からだコンパス	キーウェアソリューションズ
スマートe-SMBG	アークレイ	LifeRoute	
FreeStyle LibreLink-JP	アボットジャパン	Dexcom G6アプリ	デクスコムジャパン
mySugr	ロシュDCジャパン	ガーディアンアプリ	メトロニック
ニプロげんきノート	ニプロ	OneTouch Reveal@モバイルアプリ	ライフスキャン

調査結果の要約

1. 医療機関との連携:

- すべてのサービスで可能だが、独自インターフェース内でリアルタイムデータ共有が可能なもの、サマリーデータの閲覧が可能なもの等、運用には差がある

2. データ取得方法:

- 血糖測定値、血圧値、歩数などは医療機器デバイスやスマートフォンOS内APIとの自動連携が進んでいるが、手入力が原則なデータも多く(例:食事・服薬等)、サービスの長期的な利用を促すためには引き続き改善が必要である

3. エビデンス:

- PHRアプリそれ自体の臨床的有効性(例 HbA1c低下等)は限定的であるが、現在進行中の研究も見受けられ、今後も動向を注視する必要がある

4. データ相互運用性:

- PHR間のデータ共有は限定的

1. 医療機関との連携状況

■ほとんどのPHRは医療機関とデータ共有可能

- 運用はクラウドベースが標準となっている

■共有方法には違いがある

- リアルタイム共有、独自アプリでの閲覧、レポート出力などのバリエーションがある
- 医療機関側にはデータが残らないタイプが多い

■運用の実態には課題が残る

- データの時系列表示などのUI向上やサマリー作成機能など診療の効率向上の観点から各サービスが独自の対応をしている
- 共有されたデータをカルテに取り込み転記する機能なども今後導入される可能性があるが、電子カルテとの連携や個人情報の扱いなど課題がある

2. データ取得方法の多様性

■自動入力

➢医療機器との連携:

- ✓ SMBG、CGM、血圧等医療機器で測定されるものは多くの場合BluetoothやNFCを活用した自動記録が可能

➢スマートフォン、スマートデバイスとの連携:

- ✓ Apple HealthKitやGoogle Health Connectとの連携により自動連携可能なデータ種(例: 歩数)も存在する

■マニュアル入力

➢手入力:

- ✓ 一部サービスでは手入力が大半のものもある

➢音声入力:

- ✓ 一部サービス(シンクヘルス等)では音声入力サポート機能を搭載

3. エビデンスの確立状況

■SMBGやCGMなどの医療機器によるバイオマーカー測定それ自体には豊富にエビデンスがあるが、それを自身で収集・管理共有するPHRがもたらす付加価値についての科学的エビデンスは現状限定的

- シンクヘルス: PHRを使用群でTIR(time in range)が有意に増加し、HbA1c値が低下した
- e-SMBG: 毎日のSMBG頻度は、導入前の12週(0.60/日、95%CI 0.19-1.00)および24週(0.43/日、95%CI 0.02-0.84)において有意に増加

■現在進行中の臨床研究もあり今後注視する必要がある

4. PHR間のデータ相互運用性

■スマートフォンOS内のAPI(Apple Health, Google Health Connect等)との連携が一部サービスで可能

- スマートフォン側からPHRへの一方向性が大半でPHR側からスマートフォン側にデータを共有する機能はほとんど見受けられない

■他のPHR間での直接的なデータ共有はほとんどない

- Welbyマイカルテのみ実装されている

■PHR間のデータ共有機能を担保する標準APIの確立が求められる

PHRの適正な普及に向けた示唆

■エビデンスの確立:

- 質の高い臨床研究を実施し、有用性を明確化し診療における位置づけの確立が普及につながる可能性がある

■データ共有の標準化:

- PHR間の相互運用性を高めるためのAPI開発や運用ガイドライン策定が必要

■ユーザビリティの向上:

- 利用者(患者)の入力負担を軽減し、利便性を高める
- 医療従事者が迅速に情報を収集し診療の中に取り込むための機能が必要

別紙2：PHR サービス自己チェックリスト（第4版）

エクセル版は下記より入手可

<https://x.gd/7ZwsX>

最低限度遵守する事項	推奨される事項	【一般的事項】	チェック			
			はい (対応済)	いいえ (対応未)	わからない (不明)	該当しない
		1. 取り扱いの情報				
		1-1. 個人の生活に紐づく医療・介護・健康等情報（ライフログを含む）を取り扱っていますか				
		1-2. 以下の情報を取扱っていますか（扱っている項目にチェックをお願いします、複数選択可）				
		a. 個人情報保護法で定義される個人情報				
		b. 個人情報保護法で定義される要配慮個人情報				
		c. 個人情報保護法で定義される匿名加工情報				
		d. 個人情報保護法で定義される仮名加工情報				
		e. 「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」で定義される健診等情報				
		f. 「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」で定義される医療情報				
		2. 説明と同意				
		2-1. 個人の福祉・健康を主目的とすることを明示していますか				
	○	2-2. 契約の目的、PHRサービスの目的、使用用途等について正しく理解できるような方法で情報提供した上で、同意を取得していますか				
	○	2-3. 個人情報の利用目的をできる限り特定していますか。				
	○	2-4. 個人情報の利用目的について契約締結時に再度通知していますか				
	○	契約締結時の説明を電磁的手段を用いて行う際には、PHR利用者が当該説明に関して質問することが難しい場合もあるので、問い合わせ先の掲載などの手段により意図的に質問の機会を設けるよう努めていますか				
	○	2-6. 個人情報の取扱いに関する苦情の適切な迅速な解決に向けて必要な体制を整備したうえで臨んでいますか				
	○	2-7. 要配慮個人情報取得する場合や、データ連携等により個人情報を第三者に提供する場合に同意を取っていますか				
	○	2-8. PHRサービス利用者が未成年者、成年被後身人、被保佐人及び被補助人など判断できる能力を有していない人の場合は、親権者またはその他の代理人等から同意を得られていますか				
	○	2-9. 個人情報は個人情報保護法に基づいて適切な手段を用いて取得していますか				
	○	2-10. 以下の項目を利用者の知覚する方法で公表していますか				
	○	① 個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名				
	○	② 全ての保有個人データの利用目的				
	○	③ 保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額（定めた場合に限り）				
	○	④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置				
	○	⑤ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先				
	○	⑥ 認定個人情報保護団体の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先				
	○	2-11. PHRサービスの内容を幅広い利用者（疾患を抱えている方からそうでない方、こどもから高齢者、日本人から外国人、障害のある人まで）に応じて説明をしていますか				
	○	2-12. PHRサービスの利用によって、健康に悪影響を及ぼす可能性について考慮し、サービス活用前にかかりつけ医等の医療者に相談することが望ましい旨を伝えていますか				
	○	2-13. 救急・災害時の治療や支援に有用な個人データに該当するPHRを取り扱うサービス事業者は、サービス開始時に、「救急・災害時に、迅速に有効な診断・治療を行う目的で本人のPHRを利用し、又は医療機関等の第三者に提供すること」について予め利用者の意思の確認をしていますか				
	○	2-14. 契約締結時、医療機関へPHRサービスを提供する場合は、関連するガイドラインに準拠して財務諸表やIR情報等に基づき経営の健全性に関する情報提供をしていますか				
		契約期間中				
	○	2-15. 要配慮個人情報取得する場合や、データ連携等により個人情報を第三者に提供する場合の同意状況について、利用者が確認できる方を確保していますか				
	○	2-16. 個人情報保護法に基づいて、利用目的の遵守、適切な利用ができていますか				
	○	2-17. 利用目的が変更となった際にはその都度、同意を取得していますか				
		契約終了時				
	○	2-18. サービス終了時は利用者へのPHRのエクスポートおよび他のPHRサービスへ当該PHRのインポートが実施可能な期間を十分に確保できていますか				
	○	2-19. サービス終了時は契約内容に従って情報の破棄等を確実に実行しますか				
	○	2-20. サービス終了時は手順に則って情報の返却・移管・破棄を適切に実施したことの記録は取得できていますか				
		3. 解約に関する権利				
	○	3-1. 解約の権利を認める場合にはその旨を明示していますか				
	○	移当する場合、解約後のデータの処理について明示していますか				
		4. ユーザビリティ/アクセシビリティ（利用しやすさ・便りよさについて）				
	○	4-1. PHRサービスの内容に応じたユーザビリティ/アクセシビリティの確保について検討していますか（参照：JIS X8341シリーズ*）				
		5. 本人確認				
	○	5-1. 本人確認を実施していますか				
	○	5-2. 実施している場合、どの方法を用いていますか（扱っている方法にチェックをお願いします、複数選択可）				
	○	a. オンラインでの本人確認（eKYC：electronic KYC（Know Your Customer）の略で、KYCをオンライン上で実現するための仕組みを指す）				
	○	b. 対面または郵送による本人確認（KYC：Know Your Customerの略で、本人確認を行う手続を指す）				
	○	c. 氏名、住所、生年月日、メールアドレス等の情報入力				
	○	d. その他				
	○	5-3. PHRを本人以外の医療者や事業者が利用することを想定しているサービスにおいては、利用者本人のデータであることを保証するための仕組みがありますか				
	○	5-4. モバイル端末あるいはPHR機能において本人確認・認証を行える仕組みを設けていますか				
		6. 第三者へのデータ提供				
	○	6-1. 個人情報の第三者提供に当たって、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づいて、確認・記録をしていますか				
	○	6-2. 医療機関に該当するPHRサービス事業者は個人情報保護法、各種ガイドラインに加え、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを参照していますか				
	○	6-3. 第三者提供停止請求を受け、その請求に理由があることが判明した時は、遅滞なく当該第三者提供を停止していますか				
	○	6-4. 匿名加工情報を第三者提供する場合、提供内容の説明や提供先などの取扱いを事業者のWebサイトやパンフレットで公開していますか				
	○	6-5. 改正次世代医療基盤法の適用対象者に該当する場合、当該法令等によって定められた方法に従って第三者提供を行えますか				

*JISX8341-3:2016 達成基準 早見表 (L-VIA&AA) https://waic.jp/files/cheatsheet/waic_jis-x-8341-3_cheatsheet_201812.pdf

別紙 3：自治体向け PHR サービス自己チェックリスト

エクセル版は下記より入手可

<https://x.gd/sH3vB>

自治体向けPHRサービス自己チェックリスト						
				点検日： _____		
				点検者： _____		
最低限遵守する事項	推奨される事項	1. 自治体におけるPHRサービスの導入原則	チェック			
			はい (対応済)	いいえ (対応未)	わからない (不明)	該当しない
		1-1. 基本原則の遵守				
<input type="checkbox"/>		自治体の公共性に鑑み、追補2「PHRの自治体への導入における留意点」の6原則に沿ったサービス設計となっていますか（以下6項目全てを守れていますか）				
<input type="checkbox"/>		① 個人の自律（本人の意思の尊重）と本人の利益確保				
<input type="checkbox"/>		② 透明性・プライバシー保護（データ管理の明確化）				
<input type="checkbox"/>		③ 相互運用性・オープン性（標準規格への準拠やマイナポータルAPIの活用等による他のPHRサービスとの連携）				
<input type="checkbox"/>		④ 公平性・包摂性（デジタルデバイド対策）				
<input type="checkbox"/>		⑤ 価値実現・社会的正義（健康増進と医療DX推進）				
<input type="checkbox"/>		⑥ 持続可能性（予算および技術・規制変更を考慮した事業継続性）				
<input type="checkbox"/>		自治体に適用される個人情報保護法ガイドライン、PHRガイドライン、セキュリティ基準、その他関連法規を満たしていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	デジタル庁や厚生労働省のガイドラインに基づき、PHRの全体的な整合性を確保していますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療DXや地域包括ケアとの連携を視野に入れていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	将来的な拡張性を考慮し、自治体間のPHRデータ連携を想定した設計がなされていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	他自治体のPHRサービス導入事例を調査し、ベストプラクティスを参考にしていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自治体の住民情報とPHRデータを連携するための適切な本人確認手法（マイナンバー、公的個人認証等）を採用していますか				
		データの活用・二次利用				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療・介護の質向上、市民の健康増進など、自治体の健康政策に貢献するPHRデータ活用計画がありますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医学研究や公衆衛生向上のためのデータ提供の可否が明確化されていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	企業・研究機関へのデータ提供が行われる場合、適切な契約・管理がなされていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民のデータ提供に対する利益還元（ポイント制度、健康支援プログラムの優遇等）が考慮されていますか				
		1-3. 市民参加の促進				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	意見募集、説明会、ワークショップを通じて住民が関与しやすい仕組みを整備していますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PHRを活用した健康促進キャンペーン（ウォーキングイベント、健康相談など）を実施していますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民向けにわかりやすい説明資料・FAQ・動画コンテンツを用意していますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民に対し、データ提供のメリット（公衆衛生向上・研究貢献）を明示し、納得感を高めていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	サポート窓口を設置し、住民からの問い合わせに対応できますか				
		2. ユーザビリティ/アクセシビリティ（利用し易さ・便利さについて）				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本人の同意状況を住民自身が管理・確認できる仕組みが提供されていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ダイナミック Consent（住民がデータ提供範囲を柔軟に変更できる仕組み）を導入している、または導入を検討していますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	外国人住民向けの対応（多言語表示、やさしい日本語対応）を実施している、または実施を検討していますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	複雑な操作を必要とせず、直感的に利用できるUI/UXやユニバーサルデザインが実装されていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	スマートフォン非所有者向けの代替手段（紙の記録、サポート窓口）が整備されていますか				
		3. PHRサービスに対する質評価				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PHRサービスの利用状況や健康指標への影響を定期的に評価していますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	継続的な運用改善のための評価指標（KPI）が設定されていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民からの意見や満足度を把握し、フィードバックする仕組みがありますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定期的に保有するPHRデータの利用状況を報告し、透明性を確保していますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	独立した第三者機関による監査を実施している、または実施する計画はありますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民のデータ利活用に関するアンケート調査を定期的に実施し、サービス改善につなげていますか				
		4. 事業者選定、契約前の確認				
		4-1. 事業者の適格性				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業者が「PHRサービス提供に関するガイドライン（第4版）」の「最低限遵守する事項」に対応していますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業者が「PHRサービス提供に関するガイドライン（第4版）」の「推奨される事項」に対応していますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業者は過去にPHR関連サービスの提供実績がありますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業継続計画（BCP）が策定されていますか				
		4-2. 契約の明確化				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	データ管理主体（自治体 or 委託事業者）の責任範囲が明確に定義されていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	サービス範囲・責任分担・データ管理の契約内容が明確化されていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	データの取り扱い（収集・保存・削除）の方針は明確ですか（データの所有権・利用権は自治体なのか事業者なのか等）				
		4-3. 財務的・運用的持続可能性				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業の財務状況が安定していますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	長期的に持続可能な予算計画が策定されていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	契約期間中に自治体の負担が急増するリスクはありませんか				
		4-4. ベンダーロックイン回避				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	他の自治体や事業者との相互運用が可能なオープンな仕様になっていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	データの標準規格（FHIR等）に準拠していますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	システム移行時に大きなコストが発生しない設計になっていますか				
		4-5. データ漏洩・不正アクセスへの対応				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業者と自治体の対応責任範囲が明確化されていますか				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民へ迅速に情報提供し、適切に対応できる体制はとられていますか				
		4-6. プライバシー・セキュリティ対策				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	データ匿名化・仮名加工情報の自治体固有のルールに沿った適切な運用ができていますか				
		4-7. モニタリング・評価				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業者の運用状況を自治体が監督できる体制が整備されていますか				

別紙 4：PHR サービス提供時に自治体に関わる際の注意点

PHR サービスガイドライン第 4 版（別添 3）参照

<https://x.gd/q4NXZ>

別添 3：PHR サービス提供時に自治体に関わる際の注意点

PHR サービス提供時に自治体に関わる際、以下の2通りの提供形態が考えられる。

(ア)自治体がPHRサービスの運営主体となる場合²⁵

(イ)事業者がPHRサービスの運営主体となる場合（自治体との協定等）

それぞれの提供形態における注意点を以下のとおり、整理した。

なお、PHR サービスは多岐にわたるものであるため、健康、医療、福祉政策等の部局以外においても、PHR サービスに該当するものを取り扱う場合もあることに気をつける必要がある。また、詳細に関しては、PHR 普及推進協議会発出の【追補 2】PHR の自治体への導入における留意点も参照のこと。

【自治体がPHRサービスの運営主体となる場合】

(1) 自治体として注意すべき点

自治体が運営主体となる場合には、以下の点につき留意すること。なお、これらの内容に関しては、事業実施段階に即して、可能な限り、仕様書として明確化をし、業者選定に際しても評価基準として用いるといった活用に期待する。

- ・個人情報保護法、医療関連法規、事業に関連する条例、ガイドライン等に準拠し、適正な方法でデータ収集・管理、PHR サービス提供を行うこと。
- ・自治体の情報管理ルールに則り、PHR サービス提供者への委託を行う場合には適切な監督を行うとともに、行政としての責任を明確化する。
- ・本人からの同意取得等、本人の関与が適切になされるよう、本人確認等も適切な方法で実施する。
- ・同一内容の入力や書面提出等を可能な限り避ける等利便性への配慮を行うこと。
- ・災害時やパンデミック時にもシステムの最低限の機能を維持すると同時に、事業設計を適切に行い、自治体内での予算化もしくは中長期的に持続可能な運営を目指すこと。
- ・データの利用目的やPHRサービスのメリット、データ漏洩リスクや個人情報の取り扱いについて適切に説明する等透明性を担保する。
- ・利用者サポート体制の整備として、住民からの問い合わせ対応や、利用者が適切にサービスを活用できるような支援体制を準備する。
- ・特定事業者への依存を回避するため、システム構築や運営を外部委託する場合、特定事業者への依存を避け、適正な競争環境を確保する。また、自治体が運営するPHRサービスが民間サービスと競合する場合、公的サービスとしての役割を明確にし、過度な市場介入を避ける。
- ・円滑なデータ交換・活用を担保するため、標準規格を利用し、医療のシステムとの接続

²⁵運営主体として行う業務としては、例えば、利用者に対する一義的な問い合わせ窓口がある。

や自治体間でのデータ移行が容易に行えるよう、API 連携を推進するとともに、本人データのポータビリティ確保を目指す。

・特定のデバイスを必要とする PHR サービスの場合、そのデバイスを持たない住民への配慮や、ユニバーサルデザインを考慮し、誰でも利用しやすい UI/UX を設計するとともに、デジタルデバインドへの対応として、デジタルに不慣れた住民に対しても一定の配慮を行うこと。

(2) 事業者として注意すべき点

PHR 事業者が、地方公共団体その他の行政機関等に対して、その住民等に対する PHR サービスの提供を行う場合には、法的な当該 PHR サービスの提供主体が行政機関等であるのか、PHR 事業者であるのかについて十分に注意する必要がある。

すなわち、行政機関等が取り扱う個人情報（保有個人情報）については、民間の個人情報取扱事業者とは異なる規律（法第 5 章）が適用される。例えば、民間の個人情報取扱事業者が提供する PHR サービスであれば、取得する個人情報の利用目的については、公表や本人への通知が適切に実施される限りは制限がないが、行政機関等が扱う場合は、法令上の取扱い根拠を超えて取得や利用を行うことができない（法 61 条）。したがって、行政機関等がサービス提供主体である場合は、PHR サービスのプライバシーポリシー等で「PHR サービスの改善」や「学習モデルの構築」など、PHR 事業者の事業活動に資する目的を掲げることが難しい場合も想定される。

また、提供する PHR サービスの内容によっては、行政機関等に対し他の規律が適用されることがあり、PHR 事業者においても一定程度、その内容に則った対応を求められることが想定される。仕様書や契約において明確化されている場合、PHR 事業者は、内容についてよく理解した上で対応する必要がある。

行政機関等により遵守すべき規律について、代表的な項目を以下の表にて整理を行った。

主体	民間規律					行政規律				
	利用目的の特定等、適正取得	正当性確保・安全管理措置	第三者提供制限	開示等請求	匿名加工情報	保存・提供等	個人情報ファイル等の作成・公表	開示等請求	匿名加工情報	
個人情報取扱事業者	○	○	○	○	○	-	-	-	-	
地方公共団体の機関	病院・大学の運営	○	○	○	-	-	○	○	△	
	上記以外	-	-	-	-	-	○	○	△	

【事業者がPHRサービスの運営主体となる場合（自治体との協定等）】

自治体からの委託事業等においても、あくまでも、事業者が PHR サービスの運営主体となることを利用者が容易に理解することができるよう工夫する必要がある。例えば、以下のような点に注意することが必要である。

(1) 自治体として注意すべき点

あくまでも、事業者がPHRサービスの運営主体であることを含め、事業者との間にどのような契約が存在するか等、自治体がどのように関与しているかを明確にすることで、住民の理解を十分に図る必要がある。

自治体としては、以下の点に気をつけるべきである。

- ・自治体が運営主体でない場合においても、自治体が把握している住民のニーズが適切に事業者サービスに反映できるよう配慮すること。
- ・自治体関与範囲を明確にするため、自治体が提供主体ではないことを住民に明確に説明し、問い合わせ対応の整理として、住民からの問い合わせが自治体に集中しないよう、事業者との役割分担を明確にすること。
- ・事業者を紹介する場合には、紹介の基準を明確化し、可能な限り複数事業者を紹介する等、特定事業者の宣伝にならない配慮を行って説明をすること。
- ・協定・覚書の法的リスク確認として、自治体の責任範囲、自治体からの費用負担、事業者が倒産・撤退した場合の対応を明確にしておくこと。
- ・住民の個人情報を自治体は本人の同意や法的根拠なく事業者に提供しないこと。
- ・可能な限り、上記「自治体がPHRサービスの運営主体となる場合」の各注意点への配慮を行うこと。

(2) 事業者として注意すべき点

- ・行政機関等が、その住民等に対して民間の個人情報取扱事業者が提供するPHRサービスの利用を勧奨、あっせんするにとどまるときは、民間の個人情報取扱事業者に対する規律が適用されること。
- ・上記を踏まえ、行政機関等が実施するPHR関連事業に関与する場合は、当該事業において行政機関等がPHRサービスの提供主体として予定されているか、仕様書等の記載に注意を払うこと。
- ・個人データ等の開示請求や提供サービスに対するクレームが自治体にいかないようにすること。
- ・提供サービスの利用状況等のパフォーマンスを自治体へフィードバックすることが必要な場合、法的対応（本人同意の取得等）を含めた適切な対応を行うこと。
- ・サービスの案内を送る等の推進事業とPHRサービス自体の提供の主体が異なる場合（例えば、キャッシュレス推進事業とキャッシュレス決済サービスは主体が異なる）、その区別が分かるように工夫すること。